

千葉県土気あすみが丘プラザ管理規則

平成17年10月11日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例（平成5年千葉県条例第6号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、千葉県土気あすみが丘プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりプラザの施設（ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。以下同じ。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書（様式第1号）を条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の2月前から前日（体育館の専用使用の使用許可を受けようとする場合にあっては、3日前）までの間受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可等)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、プラザの体育館を個人使用しようとする者は、千葉県土気あすみが丘プラザ体育館個人使用券（様式第12号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して体育館を個人使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉県土気あすみが丘プラザ体育館個人使用超過券（様式第13号）を購入するものとする。

(使用の取消し)

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用取消届（様式第4号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可に係る事項の変更)

第5条 使用者は、条例第6条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可し

たときは千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可書（様式第6号）を、許可しないときは千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書（様式第7号）を、使用者に交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第6条 指定管理者は、条例第8条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

（超過して使用する場合の利用料金等）

第7条 条例別表第2第2項第2号の表備考第2項に規定する使用時間内において使用許可を受けた時間（以下「使用許可時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）午前9時から午後1時までの使用者が使用許可時間を超過して使用した場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後1時から午後5時までの時間に係る条例別表第2第2項第2号の表に規定する額（以下この条において「利用料金額」という。）の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ ア以外の場合 次に掲げる額の合計額

（ア）午後1時から午後5時までの時間に係る利用料金額に100分の120を乗じて得た額

（イ）午後5時を超えて使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（2）午後1時から午後5時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用した場合
繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（3）午後1時から午後5時までの使用者が使用許可時間を超過して使用した場合
超過して使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（4）午後5時から午後9時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午後1時前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

（ア）午後1時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後 1 時から午後 5 時までの時間に係る利用料金額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

イ ア以外の場合 繰り上げて使用する時間 1 時間までごとに、午後 1 時から午後 5 時までの時間に係る利用料金額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

2 条例別表第 2 第 2 項第 2 号の表備考第 2 項に規定する使用時間以外の時間に使用する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 午前 5 時から午前 9 時までの間に使用する場合 使用する時間 1 時間までごとに、午前 9 時から午後 1 時までの時間に係る利用料金額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 200 を乗じて得た額

(2) 午後 9 時から翌日の午前 5 時までの間に使用する場合 使用する時間 1 時間までごとに、午後 5 時から午後 9 時までの時間に係る利用料金額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 200 を乗じて得た額

(利用料金の減免)

第 8 条 条例第 13 条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 市長が発行する療育手帳

(2) 前号に規定する手帳の交付を受けている者が主体となって組織する団体が使用する場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(利用料金の返還)

第 9 条 条例第 14 条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合 全額

(2) 使用期日の 7 日前までに使用の取消しを届け出た場合 8 割

(備品の貸与)

第 10 条 プラザを使用する者は、プラザの管理上支障がない限り、備品を借り受けることができる。

2 借り受けた備品の返還に際しては、係員の点検を受けなければならない。

(公告)

第 1 1 条 市長は、条例第 1 5 条第 1 項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) プラザの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者にプラザの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 条例第 1 5 条第 3 項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第 1 項に規定する申請書の提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定申請)

第 1 2 条 指定申請は、申請期間内に千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定申請書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度におけるプラザの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その設立時における財産目録
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人でない団体にあっては、役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第 1 号に掲げる書類及び同項第 5 号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

(指定)

第 1 3 条 市長は、条例第 1 5 条第 4 項の規定により指定したときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定書（様式第 1 0 号）を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第 1 5 条第 4 項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者とし

て指定しないときは、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者不指定通知書（様式第11号）を当該法人等に交付するものとする。

（告示）

第14条 条例第15条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1）プラザの名称
- （2）指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- （3）指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- （4）指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- （5）管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲（協定の締結）

第15条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）プラザの管理に関する事業計画に関する事項
- （2）プラザの施設の使用の許可に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）プラザの管理に要する費用に関する事項
- （5）プラザの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （6）プラザの管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- （7）事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他プラザの管理に関する業務の報告に関する事項
- （8）指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- （9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（事業報告書の提出）

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書にプラザの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第17条 プラザを使用する者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）許可された目的以外の目的に施設を使用しないこと。
- （2）許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- （3）騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- （4）指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、プラザの管理上支障のある行為をしないこと。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条まで及び様式第9号から様式第11号までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの使用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月24日規則第70号)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第 1 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____@_____

次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用を申請します。

使用日時	年 月 日 ()			
	諸室	・ 午前 9 時から午前 11 時まで ・ 午後 1 時から午後 3 時まで ・ 午後 5 時から午後 7 時まで	・ 午前 11 時から午後 1 時まで ・ 午後 3 時から午後 5 時まで ・ 午後 7 時から午後 9 時まで	
	体育館 (専用)	・ 午前 9 時から午後 1 時まで ・ 午後 1 時から午後 5 時まで ・ 午後 5 時から午後 9 時まで		
施設名				
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
利用料金	円			
使用備品				

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第 2 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用を許可します。

使用日時	年 月 日 ()			
	諸室	・ 午前 9 時から午前 11 時まで ・ 午後 1 時から午後 3 時まで ・ 午後 5 時から午後 7 時まで	・ 午前 11 時から午後 1 時まで ・ 午後 3 時から午後 5 時まで ・ 午後 7 時から午後 9 時まで	
	体育館 (専用)	・ 午前 9 時から午後 1 時まで ・ 午後 1 時から午後 5 時まで ・ 午後 5 時から午後 9 時まで		
施設名				
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
利用料金	円			
使用備品				
備考				

様式第 3 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用については、次の理由により、許可しないので通知します。

1 申請の内容

使用日時	年 月 日 ()			
	諸室	・午前 9 時から午前 11 時まで ・午後 1 時から午後 3 時まで ・午後 5 時から午後 7 時まで	・午前 11 時から午後 1 時まで ・午後 3 時から午後 5 時まで ・午後 7 時から午後 9 時まで	
	体育館 (専用)	・午前 9 時から午後 1 時まで ・午後 1 時から午後 5 時まで ・午後 5 時から午後 9 時まで		
施設名				
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
使用備品				

2 許可しない理由

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 4 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用取消届

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____ @ _____

次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用を取り消します。

使用を取り消す施設	
使用日時	年 月 日 () 時から 時まで
許可の年月日 及び許可番号	
使用を取り消す理由	
添付書類	使用許可書

様式第 5 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所

団体名

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので申請します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					
添付書類	使用許可書				

様式第 6 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊦

千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用に関する許可事項の変更について、次のとおり許可します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					

様式第7号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊤

年 月 日付けで申請のあった千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用に関する許可事項の変更については、次の理由により、許可しないので通知します。

1 申請の内容

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					

2 許可しない理由

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 8 号

千葉県土気あすみが丘プラザ施設使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザの施設の使用許可を取り消しましたので、通知します。

取り消した使用許可の内容	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設				
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
	使用備品				
	許可の年月日及び許可番号				
使用許可を取り消した理由					

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 ㊦
担当者の氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____ @

千葉市土気あすみが丘プラザの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

様式第10号

千葉県指令 第 号

千葉県土気あすみが丘プラザ指定管理者指定書

様

千葉県土気あすみが丘プラザの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長

印

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件

様式第 1 1 号

千葉県指令 第 号

千葉県土気あすみが丘プラザ指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった千葉県土あすみが丘プラザの指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長



理由

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

No.		No.	
	千葉県土気あすみが丘 プラザ体育館個人使用 券控		千葉県土気あすみが丘 プラザ体育館個人使用 券
一般 中・高校生 小学生以下 2 時間 円 指定管理者		2 時間 円 (1 人 1 回当日限り) 指定管理者	

様式第 1 3 号

No.		No.	
	千葉県土気あすみが丘 プラザ体育館個人使 用超過券控		千葉県土気あすみが丘 プラザ体育館個人使 用超過券
一般 中・高校生 小学生以下 1 時間 円 指定管理者		1 時間 円 (1 人 1 回当日限り) 指定管理者	